

大分県報

令和五年
三月三日
号外（一四）

（金曜日）

目次

告示

知事管理漁獲可能量の一部変更……………一
くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止……………一

○告示

大分県告示第百一号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第十六条第五項の規定により、知事管理漁獲可能量の設定（令和四年大分県告示第百五十九号）の一部を次のように変更したので、同項において準用する同条第四項の規定に基づき、公表する。

令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第一を次のように改める。

第一 くろまぐろ（小型魚）

法第十六条第一項に規定する知事管理漁獲可能量は、次の表の上欄に掲げる知事管理区分ごとに、同表下欄に掲げる数量とする。

知事管理区分

知事管理漁獲可能量

大分県くろまぐろ（小型魚）漁業区分

三・九トン

備考 本県に定められた都道府県別漁獲可能量 三・九トン

大分県告示第百二号

大分県資源管理方針（令和二年大分県告示第六百八十三号）別紙一―三に規定するくろまぐろ（小型魚）の漁獲量の総量が、令和四管理年度における知事管理漁獲可能量（令和四年

大分県告示第百五十九号）を超えるおそれが著しく大きいため、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第三十三条第二項第二号に掲げる場合に該当すると認め、同号に定める者に対し、くろまぐろ（小型魚）の採捕の停止を命ずる。
なお、くろまぐろ（小型魚）の採捕をしてはならない期間は、令和五年三月四日から同月三十一日までの間とする。

令和五年三月三日

大分県知事 広 瀬 勝 貞